プラン1 施設業務の補償（基本補償）

プラン1の構成	
	■プラン1-❶ 基本補償（P.9）（基本補償（A型）　見舞費用付補償（B型）） ●オプション1　訪問･相談等サービス補償（P.15） ●オプション2　施設の医療事故補償（P.19） ●医務室の医療事故補償　●看護師の賠償責任補償 ●オプション3　施設の借用不動産賠償事故補償（P.23） ●オプション4　クレーム対応サポート補償（P.25） ■プラン1-❷ 個人情報漏えい対応補償（P.29） ■プラン1-❸ 施設の什器（じゅう）備品損害補償（P.33）

プラン1-① 基本補償〈基本補償（A型）　見舞費用付補償（B型）〉

このプランは施設の所有･使用･管理に起因する事故や業務遂行上の事故により第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を補償するものです。

※基本補償では施設業務（サービス）以外の「訪問･相談等事業」は補償対象となりませんのでご注意ください。

対象となる業務

■社会福祉施設が行う施設業務（サービス）が対象となります。

施設定員の合計人数（デイサービス、ショートステイ、グループホーム等を含みます。）で加入することにより記名施設業務が対象になります。

ただし、施設業務（サービス）以外の「訪問･相談等事業」（ホームヘルプサービス（訪問介護等）、居宅介護支援、配食サービス等）および、医師等が行う医療行為等は対象外となります。

※施設業務（サービス）以外の定員がない「訪問･相談等事業」を補償範囲に加える場合は、オプション1「訪問･相談等サービス補償」（P.15）にご加入ください。
※医師、看護師等が行う医療行為等を補償範囲に加える場合はオプション2「施設の医療事故補償」（P.19～）にご加入ください。
※借用不動産の賠償事故を補償範囲に加える場合はオプション3「施設の借用不動産賠償事故補償」（P.23）にご加入ください。
（オプション1、オプション2、オプション3、オプション4のご加入には、基本補償にご加入いただくことが必要です。）
※自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有、使用、管理に起因する賠償責任は補償の対象となりません。（施設の役職員が業務のため臨時に借用する他人の自動車（非所有自動車）の賠償事故は補償の対象となります。ただし、他に自動車保険等が付保されている場合はそちらが優先されます。）

対象となる事故

■被保険者が業務中の事故により法律上の賠償責任を負った場合の補償です。

■施設の内･外の事故とも補償の対象となります。

施設の不備･欠陥または職員の業務上の管理･サービスミスや提供した飲食物、製造･販売した商品等により、施設利用者、その他第三者の身体に障害を与えた場合または財物に損害を与えた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金（治療費、慰謝料、逸失利益、休業損失、修理費用または再取得費用など）や訴訟費用･弁護士報酬･和解費用等の合計金額を保険金としてお支払いします。また、賠償責任が発生しない事故の場合にもお支払対象となるお見舞い等の各種費用があります。

※施設の利用者が第三者に与えた損害も、被保険者の管理責任を問われた場合は補償の対象となります。
※「「認定特定行為業務従事者」、「登録事業者」によるたんの吸引および胃ろうによる経管栄養」の取扱については「社会福祉士及び介護福祉法」の一部改正による「一定の条件」を満たすことで、基本補償の対象としています。詳細はP.22およびP.36（Q9）をご参照ください。

被保険者（補償の対象となる方）

■施設（法人）　■役員、職員　■パートタイマー、実習生

施設に登録され活動する業務補助者（ボランティアスタッフ等）は施設（法人）の職員とみなしますが、直接施設の指導･監督下にない場合は補償の対象となりません。

※指定管理者制度で行政等から委託を受ける場合、行政等も追加被保険者として含めることができます。

お支払いする保険金

■お支払いする事故とお支払いする保険金

● 本プランの詳細等重要な事項は、P.92以降の「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。

		お支払いする事故	お支払いする保険金
賠償事故に対応	対人賠償 対物賠償	■施設建物、設備の欠陥や管理の不備に起因する事故 ■被保険者の業務（サービス）遂行中、または業務の遂行に起因する事故 ※非所有自動車による賠償事故(注)も含みます。	損害賠償保険金 ■法律上の賠償責任に基づく損害賠償金など ①身体事故の場合 治療費・休業損失・慰謝料など ②財物事故の場合 修理費・再調達費用など ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 ■被害者に対する応急手当、緊急処理費用 ■訴訟になった際の訴訟費用や弁護士報酬 （損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）
	受託・管理財物賠償	■被保険者が一時的に使用・管理する利用者、第三者の財物の損壊・紛失・盗難等の事故 ※現金の紛失、他事業者（リース、レンタル業者等）から供給を受けている福祉用具における損害は補償の対象となりません。	
	生産物賠償	■被保険者の占有を離れた生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故	
	昇降機賠償	■昇降機を所有、使用または管理することによって生じた偶然な事故	
	人格権侵害	■業務の遂行（口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為など）に起因して人格権を侵害した事故	
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失	■被保険者が居宅介護支援業務遂行中、または遂行に起因して第三者に与えた経済的な損害	
	徘徊時賠償	■認知症等のサービス利用者の徘徊により生じた、第三者の身体障害や財物損壊を伴わない使用不能損害（経済損）	

（注）非所有自動車の賠償補償（臨時借用自動車担保条項）とは
施設の役員・職員が業務のため臨時に他人の自動車（非所有自動車）を借用して運転した際、発生した対人事故・対物事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合の補償です。
※業務に常時使用されている自動車による事故は補償の対象外です。また事故を起こした自動車に自動車保険が付保されている場合は、その自動車保険が優先して適用されます。

		お支払いする保険金
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用	事故現場の保存費用、利用者の捜索費用や職員の派遣費用など、事故発生時の迅速な初期対応にかかる費用および社会的信用を回復するために加入者が支出する費用 ※ただし、1回の事故につき保険金額（補償金額）を限度とします。（社会通念上妥当な費用にかぎります。）
	被害者対応費用	身体事故が発生した場合で、被害者に対して事故初期にお見舞品やお見舞金として充当する費用 ※「しせつの損害補償」では、事故が発生した場合に円満な解決が図られるよう、事故当初にご使用いただける金額を設定しています。設定した金額を限度に実際に支払った金額を**施設にお支払いします。** ※「被害者対応費用」は、事故報告の後、損保ジャパン日本興亜と相談のうえで、使用いただきます。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。（社会通念上妥当な費用にかぎります。） ※最終的に賠償責任が発生する場合は損害賠償保険金に充当されます。
	傷害見舞費用 （見舞費用付補償（B型）加入のみ）	施設利用者が、施設内および施設管理下において、急激かつ偶然な外来の事故により身体に障害を被った場合に、施設側が賠償責任を負うことなく損保ジャパン日本興亜の同意を得てお見舞金として支払った費用 ※自動車に起因する事故、細菌性食中毒に起因する事故などは補償の対象となりません。 ※保険金額（補償金額）を限度として実際に支払った金額を**施設にお支払いします。** ※最終的に賠償責任が発生する場合は損害賠償保険金に充当されます。

保険金額（補償金額）

下表の各補償に対する自己負担額はありません。

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）	備　考
賠償事故に対応	対人賠償（1名・1事故）	2億円・10億円	2億円・10億円	・施設が提供した飲食物等による事故は、年間で10億円がお支払限度額となります。
	対物賠償（1事故）	2,000万円	2,000万円	
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円	・受託・管理財物賠償の現金の補償は、1加入あたり20万円が年間のお支払限度額となります。
	うち現金支払限度額（期間中）	20万円	20万円	
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円	
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円	・身体・財物の損壊を伴わない経済的損失は、居宅介護支援業務のみ対象となります。
	徘徊時賠償（期間中）	2,000万円	2,000万円	
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円	
	被害者対応費用	＜1名あたり限度額＞ 死　亡　10万円 後遺障害　0.3万円～10万円 入院時　3万円 通院時　1万円 ※1事故10万円限度 ※施設単位加入時 期間中50万円限度 ※法人一括加入時 期間中100万円限度	＜1名あたり限度額＞ 死　亡　10万円 後遺障害　0.3万円～10万円 入院時　3万円 通院時　1万円 ※1事故10万円限度 ※施設単位加入時 期間中50万円限度 ※法人一括加入時 期間中100万円限度	・入院時とは、治療行為のための入院を指します。 ・通院時とは、治療行為のための通院を指します。 ・同じ事故で入院と通院の重複支払いはできません。 ・お見舞品、お見舞金を持参される場合には、事前に損保ジャパン日本興亜までご相談ください。 **・本補償を利用後に賠償請求を受け、最終的に賠償責任を負う場合には、賠償保険金のお支払時に、この補償分を控除させていただきます。** ・通院は合計通院日数4日以上の場合が対象です。
	傷害見舞費用		死亡時　100万円 入院時　31日以上　7万円 入院時　15～30日　5万円 入院時　8～14日　3万円 入院時　7日以内　1.5万円 通院時　31日以上　3.5万円 通院時　15～30日　2万円 通院時　8～14日　1.5万円 通院時　7日以内　1万円	・傷害見舞費用は被害者対応費用に加えてお支払いします。 **・傷害見舞費用は施設に賠償責任が発生しない場合のみお支払いします。** ・施設業務（サービス）以外の「訪問・相談等事業」については、補償の対象となりません。 ・本補償を利用後に賠償請求を受け、最終的に賠償責任を負う場合には、賠償保険金のお支払時に、この補償分を控除させていただきます。